



大垣市危機管理指針

平成19年8月

(改定：平成23年12月)

(2次改定：平成27年4月)

(3次改定：令和元年12月)

大垣市

第1章 総則

1	目的	・・・	1
2	定義	・・・	1
3	指針の適用範囲	・・・	2
4	責務	・・・	3

第2章 危機管理体制

1	危機管理担当者	・・・	4
2	危機管理体制	・・・	5

第3章 平常時の危機管理

1	危機管理マニュアルの作成	・・・	7
2	危機管理能力の向上	・・・	8
3	市民への危機管理意識の啓発	・・・	8
4	資機材及び物資等の備蓄	・・・	8

第4章 危機発生時の対応

1	初動体制の確立	・・・	9
2	情報の収集及び伝達	・・・	9
3	危機管理体制の検討・決定	・・・	10
4	応急対策の実施	・・・	10
5	二次被害の防止	・・・	10
6	広報活動	・・・	10
7	応援要請	・・・	11

第5章 収束後の危機管理

1	復旧対策の実施	・・・	12
2	被害等の影響の軽減	・・・	12
3	再発防止策の検討及び実施	・・・	12
4	危機管理対策の報告	・・・	13
5	危機への対処の評価とマニュアルの見直し	・・・	13

第1章 総則

1 目的

この指針は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態が発生した際の本市の危機管理体制、事前対策、応急対策、事後対策等、危機対応について基本的な考え方を定めることにより、本市関係部局が迅速かつ的確に対処することを可能にし、もって安全・安心のまちづくりに資することを目的とする。

2 定義

この指針において、危機とは、「災害」、「武力攻撃事態及び緊急対処事態における災害（以下、「武力攻撃災害等」という。）」、「情報セキュリティに関する事件及び事故」、「その他の危機」の4つの種別に分類する。

(1) 災害

災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で定められている「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害」をいう。

(2) 武力攻撃災害等

1) 武力攻撃事態

我が国に対する武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

2) 緊急対処事態

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

(3) 情報セキュリティに関する事件及び事故

本市の情報システムのウイルス感染、第三者からの不正アクセスによる侵害等、情報資産の管理上の脅威となる現象や事案をいう。

(4) その他の危機

「災害」、「武力攻撃災害等」、「情報セキュリティに関する事件及び事故」以外の緊急な事態又は当該事態が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

3 指針の適用範囲

この指針は、前節において4種類に分類した危機のうち「その他の危機」に該当する危機に適用し、「その他の危機」以外の危機については、表1-3-1のとおり、それぞれ個別の計画により対応する。

なお、「その他の危機」として想定される具体的な危機事案は、表1-3-2「対象とする危機事案（例示）及び担当部局」のとおりとする。

表1-3-1 危機の種別と対応の根拠

危機の種別	対応の根拠
災害	大垣市地域防災計画
武力攻撃災害等	大垣市国民保護計画
情報セキュリティに関する事件及び事故	大垣市情報セキュリティポリシー
その他の危機	大垣市危機管理指針

表 1-3-2 対象とする危機事案（例示）及び担当部局

対象とする危機事案	担当部局
市長などへの危害	企画部
情報工房における事件、事故	企画部
市庁舎における事件、事故	総務部
地区センターにおける事件、事故	かがやきライフ推進部
多目的交流イベントハウスにおける事件、事故	かがやきライフ推進部
環境汚染（大気、土壌、地下水等の汚染）による環境被害	生活環境部
廃棄物処理施設における事件、事故	生活環境部
市民生活に影響を及ぼす犯罪、大規模な火災、爆発事故、交通事故など	生活環境部
総合福祉会館など福祉施設における事件、事故	福祉部
感染症による健康被害（新型インフルエンザ等）	福祉部
幼保園・幼稚園・保育園など子育て支援施設における事件、事故	子育て支援部
経済危機（企業倒産、大量失業等）	経済部
鳥獣による農作物被害	経済部
道路・水路における事件、事故	建設部
水道・下水道施設の事故	水道部
水道・下水道における水質事故	水道部
公園における事件、事故	都市計画部
市営住宅における事件、事故	都市計画部
小学校・中学校における事件、事故	教育委員会事務局
社会教育・体育施設における事件、事故	教育委員会事務局
議会における事件、事故	議会事務局
市民病院における事件、事故	病院事務局
市主催イベントに関わる事件、事故	各部局
市施設の建設工事に関わる事故	各部局

4 責務

(1) 各部局の責務

- 1) 各部局は、所管業務に係る危機の発生に備え、平常時から、危機管理マニュアルを作成し、又は作成済みの危機管理マニュアルの内容を必要に応じて改定し、危機管理体制の充実・強化に努める。
- 2) 各部局は、平常時から担当業務に関連する危機の情報を収集し、必要に応じて予防措置をとるなど、危機の未然防止に努める。
- 3) 各部局は、所管業務に係る危機が発生したときは、危機管理マニュアルに基づき迅速・的確に対応し、危機の早期収束に努める。

(2) 職員の責務

- 1) 職員は、自らの職務及び職責に応じて、平常時から起こり得る危機を想定し、その対策について検討するとともに、情報の収集や訓練などを通じ、必要な技術や知識の習得に努める。
- 2) 職員は、危機が発生したときは、部局長や所属長の指示に従い、迅速・的確に対応し、危機の早期収束に努める。

第2章 危機管理体制

1 危機管理担当者

(1) 危機管理統括者

生活環境部長兼危機管理監は、危機管理統括者として、市長を補佐し、全庁的かつ総合的に危機管理を掌理するとともに、危機管理責任者を統括する。

(2) 危機管理副統括者

危機管理室長は、危機管理副統括者として、危機管理統括者を補佐し、危機管理統括者に事故があるとき又は危機管理統括者が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 危機管理責任者

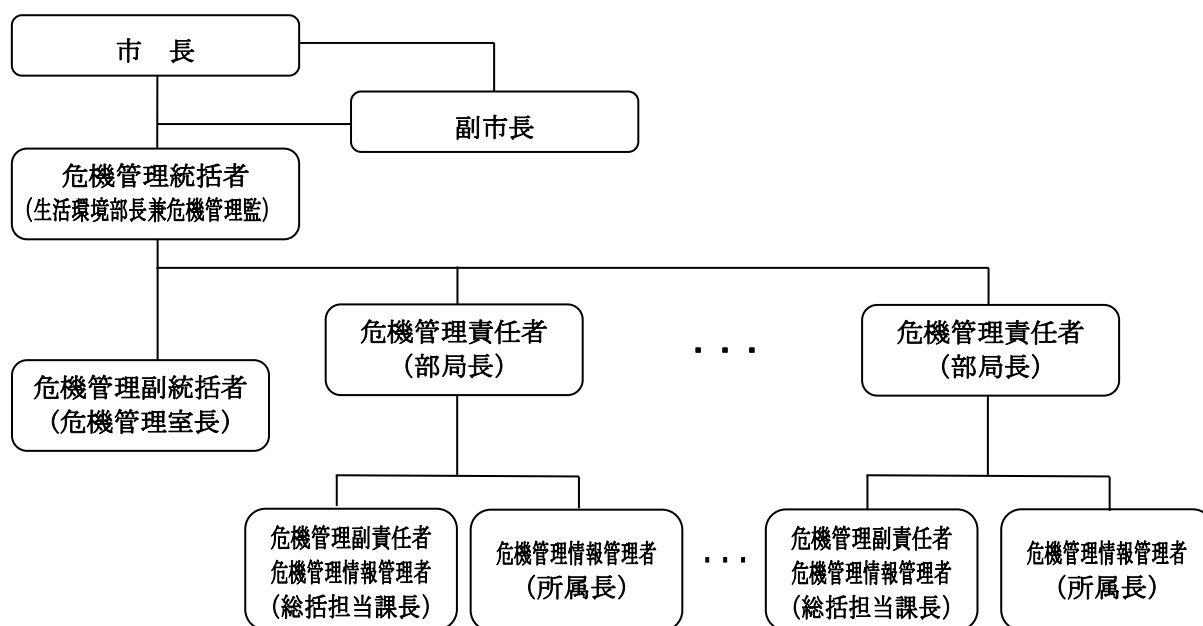
各部局長は、危機管理責任者として、平常時から危機に関する情報の収集に努めるとともに、危機管理マニュアルの見直しを行うなど、危機管理体制の強化に取り組む。

(4) 危機管理副責任者

部内の総括担当課長（総括担当課が対応できないときは、危機管理責任者が指名した所属長）は、危機管理副責任者として危機管理責任者を補佐し、危機管理責任者に事故があるとき又は危機管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。

(5) 危機管理情報管理者

所属長は、危機管理情報管理者として、職員の危機に対する意識の向上など、危機管理体制の強化に取り組む。



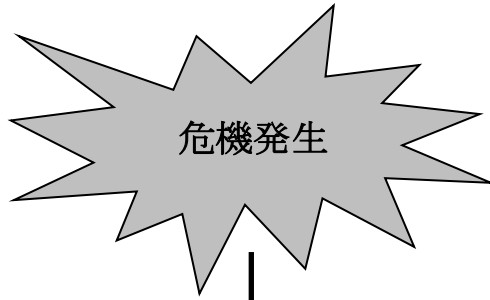
2 危機管理体制

危機管理責任者は、危機の内容や規模に応じて、次の基準により体制を決定し、応急対策を実施する。

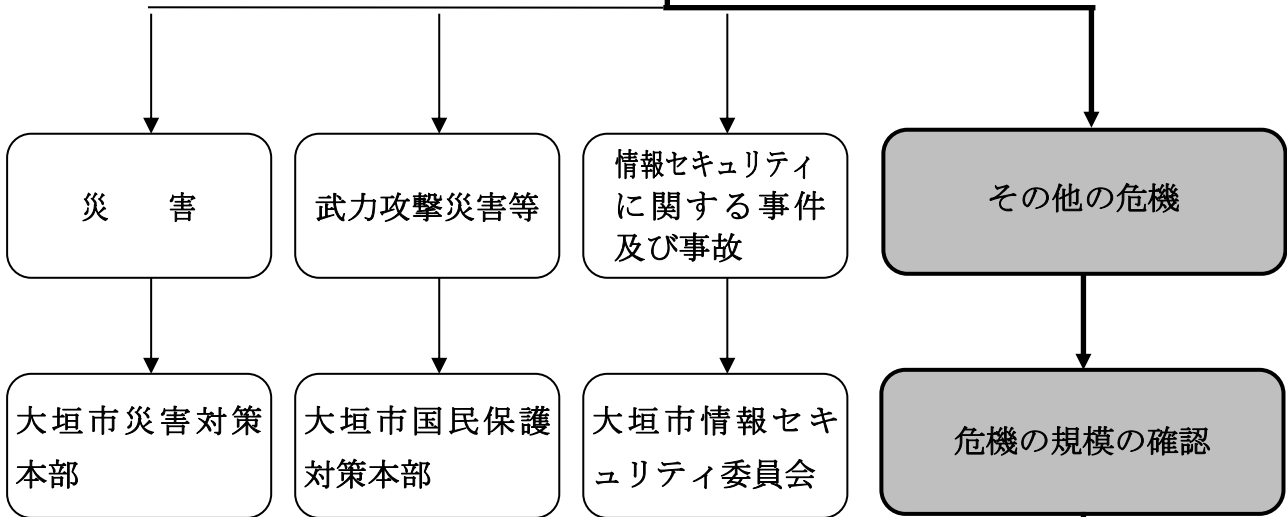
また、危機管理責任者は、危機の規模等により、応急対策を効果的に実施するため、必要に応じて、危機発生場所近接の公共施設等に「現地対策本部（本部長：市長又は各部局長が指名）」を設置する。

体制内容（危機レベル及び危機管理体制）

危機レベル	危機の規模	危機管理体制
レベル1	発生した危機の規模が小さく、その被害や社会に与える影響が限定的で、拡大する恐れがない事態。	担当部局体制
レベル2	発生した危機の被害の規模や社会に与える影響が比較的大きく、人的・物的被害の発生の恐れがあるなど、複数部局で対応する必要がある事態。	部局対策本部体制 〔本部長：部局長 名称：〇〇部局〇〇対策本部〕
レベル3	発生した危機の被害の規模や拡大の可能性、社会に与える影響が極めて大きいため、全庁的に対応する必要がある事態。	市対策本部体制 〔本部長：市長 名称：大垣市〇〇対策本部〕



危機発生



危機レベル3

発生した危機の被害の規模や拡大の可能性、社会に与える影響が極めて大きいため、全庁的に対応する必要がある事態。

危機レベル2

発生した危機の被害の規模や社会に与える影響が比較的大きく、人的・物的被害の発生の恐れがあるなど、複数部局で対応する必要がある事態。

危機レベル1

発生した危機の規模が小さく、その被害や社会に与える影響が限定的で、拡大する恐れがない事態。

↓

市対策本部体制

↓

部局対策本部体制

↓

担当部局体制

第3章 平常時の危機管理

1 危機管理マニュアルの作成

(1) マニュアルの作成

危機管理責任者は、所管する事務に関する平常時の危機管理、危機発生時の対応及び危機収束時の対応を迅速かつ的確に行うため、それぞれの危機ごとに対応するマニュアルを作成する。

危機管理統括者は、これを支援するとともに、作成作業の進捗状況を把握する。

なお、マニュアルの作成にあたっては、関係部局等と十分協議・調整することとし、危機管理統括者は必要に応じ助言をする。

危機管理責任者は、マニュアルを作成したときは、速やかに危機管理統括者に報告する。

主な記載項目

項目	内容
1 総則	① マニュアルの目的 ② 用語の定義 ③ 対象とする危機 ④ 危機対応の基本方針 ⑤ 部局の危機管理体制（「地域事務所の協力体制」を含む） ⑥ 県との連携 など
2 事前対策	① 情報収集伝達体制 ② 職員の動員計画 ③ 訓練・研修の実施計画 ④ 市民等への普及啓発 ⑤ 資機材・物資の備蓄 など
3 応急対策	① 課等の危機対策会議等の開催方法 ② 実施すべき応急対策の内容 ③ 二次被害の防止策 ④ 広報の内容及び方法 ⑤ 市民の相談窓口の設置及び運営方法 ⑥ 関係機関等への協力要請の方法 など
4 事後対策	① 復旧対策の内容 ② 被害等の影響の軽減措置 など

(2) 指定管理者制度を導入している場合のマニュアル作成

指定管理者制度を導入している場合は、所管部局が指定管理者と協議のうえ、当該業務又は施設に係るマニュアルを作成し、共同で研修・訓練などを実施する。

また、当該業務又は施設に係る危機が発生したときは、所管部局は主体的に当該危機に対処する。

2 危機管理能力の向上

危機管理責任者は、平常時から休日及び夜間の場合にも対応できる情報の収集連絡体制を整備するとともに、職員の危機対処の実践的訓練及び危機意識の啓発研修を行い、職員の危機管理能力の向上に努める。

3 市民への危機管理意識の啓発

危機管理責任者は、危機の発生防止や被害を最小限に止めるため、関係課等や関係機関と連携し、市民が必要とする情報を遅滞なく提供するとともに、広報紙やホームページ、メール配信サービスなどを通じて、市民の危機管理意識の向上に努める。

4 資機材及び物資等の備蓄

危機管理責任者は、所管する危機の対応に必要な資機材等を備蓄するとともに、定期的な点検及び取り扱いの習熟に努める。

また、備蓄に適さない資機材等については、危機が発生した場合に円滑に調達できるよう、関係機関や民間団体と協定を締結するなど、これらの調達体制を整備する。

第4章 危機発生時の対応

1 初動体制の確立

危機管理責任者は、危機発生時又は発生のおそれがある場合、速やかに初動体制を確立する。

班名	主な役割
総務班	① 部局体制の確立及び危機対策本部の設置・運営 ② 会議資料及び記録の作成・保管 ③ 関係部局及び関係機関との連絡調整 など
対策班	① 危機の分析及び対策の検討 ② 応急対策の実施及びその調整 ③ 対応方針の検討 など
情報班	① 通信手段の確保 ② 被害情報の収集・伝達 など
広報班	① 報道機関の対応（報道機関への提供資料の作成） ② 市民への広報 ③ 対策に係る写真等の記録 など

2 情報の収集及び伝達

(1) 情報の収集

危機管理責任者は、危機発生時又は発生のおそれがある場合、職員による現場確認や、警察その他関係機関の協力を得て、正確・迅速に情報を収集する。

(2) 情報の伝達

職員は、収集した情報を速やかに、危機管理情報管理者を通じ、危機管理責任者に報告する。

危機管理責任者は、収集した情報を、速やかに市長、副市長、危機管理統括者、議会事務局長に報告する。

なお、危機発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止するうえで極めて重要であることから、断片的な情報であっても第一報として速やかに報告し、詳細は追加情報（中間報告、最終報告等）として報告する。

(3) 報告の内容

報告の内容は、概ね次の事項とし、客観的な事実を時系列で整理して報告する。

- 1) 危機の概要（時間、場所、内容等）
- 2) 危機の発生原因
- 3) 被害の発生状況及び拡大の可能性
- 4) 市及び関係機関等が実施した応急対策の内容
- 5) その他必要な事項

(4) 情報の管理

危機発生直後は、特に情報が錯綜し、混乱するおそれがあるため、危機管理責任者の指示のもと、危機管理情報管理者が情報を一元的に管理する。

また、危機の進行状況、応急対策の実施内容に関する情報についても、危機管理情報管理者が整理・記録し、関係者間で情報を共有する。

3 危機管理体制の検討・決定

危機管理者責任者は、発生した危機の内容、性質、規模に応じて、危機管理統括者、副市長及び市長と協議のうえ、必要な危機管理体制をとる。

危機の規模や被害状況等が発生時より拡大した場合又は縮小した場合には、柔軟かつ速やかに、適切な危機管理体制に移行させ対応する。

なお、危機管理体制の変更にあたっては、必要に応じ、市長及び副市長の指示を仰ぐ。

4 応急対策の実施

対策本部又は危機管理責任者は、危機発生直後から、関係部局及び関係機関と連携し、できる限り迅速かつ的確な応急対策を実施し、危機管理責任者の指示のもと、危機管理情報管理者がその内容を記録する。

5 二次被害の防止

対策本部又は危機管理責任者は、危機による被害の拡大及び二次被害の防止を図るため、安全点検、立入制限などの各種制限措置など、防止措置を講じる。

6 広報活動

(1) 基本的な考え方

対策本部又は危機管理責任者は、市民等の心理的動揺や不安感により生じる混乱を防止するとともに、市民等が状況に応じた適切な行動をとることにより危機による悪影響をできる限り軽減するため、秘書広報課の広報グループと連携し、迅速かつ適切な広報活動を行う。

なお、危機の状況及び応急対策の実施状況を踏まえながら、報道機関に対して広報窓口を設置し、できる限り定期的な記者会見又は資料提供を行う。

(2) 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。なお、提供すべき情報は、危機の規模及び内容、時間の経過などに留意するものとする。

- 1) 危機の発生場所及び発生時刻
- 2) 対策本部等の設置状況
- 3) 被害状況及び応急対策の実施内容
- 4) 危機の今後の予測及び二次被害の危険性
- 5) 避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- 6) 市民等の取るべき行動及び注意事項
- 7) その他必要な事項

(3) 広報の方法

対策本部又は危機管理責任者は、報道機関に対して記者会見や資料提供を行うとともに、市民に対してホームページやメール配信サービス等を通じた広報を実施する。

(4) 市民等からの問い合わせへの対応

対策本部又は危機管理責任者は、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応するため、関係課等及び関係機関と連携し、窓口の設置、職員の配置等の体制を整備する。

7 応援要請

危機により被害が広範囲におよび、市による対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他市町村等への応援要請を検討する。

第5章 収束後の危機管理

1 復旧対策の実施

(1) 安全確認

対策本部又は危機管理責任者は、危機に係る応急対策が概ね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断したときは、職員及び関係機関と協力して速やかに安全確認を行う。

(2) 各種制限措置の解除

対策本部又は危機管理責任者は、危機が収束し、安全を確認したときは、立入制限などの各種制限措置を解除する。

また、各種制限措置を解除したときは、速やかに報道機関に情報提供するとともに、ホームページやメール配信サービス等を通じて市民等に周知する。

(3) 施設の復旧

対策本部又は危機管理責任者は、危機により施設が被害を受けたときは、速やかに復旧に着手する。

なお、施設の復旧に長期を要するときは、代替施設や臨時施設の開設などを検討する。

2 被害等の影響の軽減

(1) 生活再建支援

対策本部又は危機管理責任者は、危機により住居や職を失うなど、生活の再建が困難と認められる被害者に対して、関係機関と連携して、速やかな生活再建支援のための方策を講じる。

(2) 心身の健康相談体制の整備

対策本部又は危機管理責任者は、必要に応じて、関係機関と連携し、市民等からの心身の健康に関する相談窓口を設置するとともに、市民の健康調査や巡回相談等を実施する。

(3) 環境対策

対策本部又は危機管理責任者は、危機の発生が周辺環境に影響を与える可能性がある場合は、関係機関と連携し、その影響について実態把握に努め、必要に応じて、環境対策を実施する。

3 再発防止策の検討及び実施

対策本部又は危機管理責任者は、危機発生の原因を究明し、課題を整理したうえで、再発防止策を検討し、実施する。

なお、原因の究明に当たっては、必要に応じて、関係者や専門家等からなる調査委員会を設置し、危機発生の原因解明に努める。

また、再発を防止するために関係機関の協力が必要と認められるときは、関係機関に対し要請を行う。

4 危機管理対策の報告

対策本部又は危機管理責任者は、危機の内容及びその対応策、再発防止策等に関わり、次に掲げる事項について取りまとめ、危機管理統括者に報告するとともに、市長及び副市長に報告する。

- 1) 危機の概要（時間、場所、内容等）
- 2) 危機の発生原因
- 3) 対策本部等の設置状況
- 4) 被害の発生状況
- 5) 市及び関係機関等が実施した応急対策とその検証
- 6) 再発防止策
- 7) その他必要な事項

5 危機への対処の評価とマニュアルの見直し

(1) 危機への対処の評価

危機管理責任者は、危機への対処に関する記録を整理し、応急対策等について検証及び評価を行い、課題を整理し、改善策を検討する。

また、関係機関等に対して、事後評価の情報提供を行い、情報を共有し、危機管理体制のあり方について見直しを行い、予防対策や危機対応力の向上に努める。

なお、危機への対処の評価項目は、概ね次のとおりとする。

- 1) 緊急連絡体制の機能の状況（機能性）
- 2) 危機管理体制の状況（迅速性、的確性）
- 3) 職員参集の状況（迅速性）
- 4) 応急対策の状況（迅速性、的確性）
- 5) 関係機関との連携の状況（機能性）
- 6) 情報の収集、管理、広報活動の状況（迅速性、的確性）

(2) 危機管理マニュアルの見直し

危機管理責任者は、危機への対処の評価を踏まえ、必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行う。

なお、危機管理責任者は、危機管理マニュアルを改定したときは、速やかに危機管理統括者に提出する。